令和２年

第３回 農業委員会総会（月例会）議案

令和２年３月９日

前橋市農業委員会

令和２年　第３回 農業委員会総会　議 事 録

・開会日時　　令和２年３月９日　　午後２時００分
・閉会日時　　令和２年３月９日　　午後３時１５分
・開催場所　　市庁舎１１階　北会議室

・出席委員（２４名）

１番　下田　将文	２番　市花　宏之	３番　矢端　晴美	４番　奥野　和子
５番　松島　敏男	６番　大島　俊典	７番　田島　悦夫	８番　星野　和幸
９番　小堀　清	１０番　木村　謙	１１番　関根　由彦	１２番　澁澤　聖一
１３番　坂庭　常男	１４番　北爪　きよ子	１５番　青木　朱美	１６番　井上　隆
１７番　萩原　秀治郎	１８番　深町　冨士雄	１９番　岡田　重雄	２０番　須田　一男
２１番　石村　利夫	２２番　江原　弘	２３番　関口　喜弘	２４番　堀越　恒弘

・事務局出席者

事務局長　木村　由美	補佐　齋藤　孝朗	補佐　瀬戸　浩	副主幹　深澤　直純
副主幹　内田　貴美	主任　冨澤　和則	主事　師田　美菜子	主事　小池　雪乃
臨時職員　宮田　厚子			

・付議事件

（１）議案第１１号　農地法の規定による許可申請の取下げについて（３条）
（２）議案第１２号　農地法第３条の規定による許可申請について
（３）議案第１３号　農地法の規定による許可後の計画変更申請について（５条）
（４）議案第１４号　農地法第４条の規定による許可申請について
（５）議案第１５号　農業法第５条の規定による許可申請について
（６）議案第１６号　農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

（１）　農用地利用配分計画（案）について
（２）　農作業委託料金等参考額の設定について

・報告事項

（１）農地法第３条の規定による届出書の受理状況について
（２）農地法第４条の規定による届出書の受理状況について
（３）農地法第５条の規定による届出書の受理状況について
（４）農地法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況について
（５）農地法第４条、第５条の規定による意見聴取結果について

木村局長　それでは、定刻になりましたので、これより令和２年第３回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者はおりません。従いまして在任委員２４名、全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。

堀越会長　◇（挨　拶）

木村局長　会議規則第５条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よろしくお願いいたします。

《堀越会長、議長に就任》

議　長　それでは、令和２年第３回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第２５条第３項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。１４番　北爪きよ子委員、１５番　青木　朱美委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第１１号・農地法の規定による許可申請の取下げ３条許可申請について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

小池主事　◇（議案書、地目、面積、取下理由、契約内容等を朗読、説明）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第１１号・農地法の規定による許可申請の取下げ３条許可申請については、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第１２号・農地法第３条の規定による審議に入りますが、整理番号１１番については、申請関係者に田島委員が該当しますので、田島委員の退室をお願いします。

それでは初めに、整理番号１１番について、事務局の説明を求めます。

小池主事　◇（議案書、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）

なお、１１番は、農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１１番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第１２号・農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号１１番を許可とすることに決定いたします。

それでは、田島委員の入室を許可します。

議　長　次に、議案第１２号・農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１番については、先の審議で取下げが承認され、整理番号１１番は審議が終了したため、整理番号２番から１０番、１２番から１７番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

小池主事　◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）

整理番号４番、６番から９番、新規に農地所有適格法人に移行するための申請。

	整理番号５番、農地法施行令第２条第１項第１号に定められる不許可の例外に該当。 なお、整理番号２番から１０番、１３番から１７番は、農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。 整理番号１２番、事務処理基準に基づく許可基準を満たしております。
議　長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
１３番委員	整理番号３番、申請理由について確認。
小池主事	説明。
議　長	その他、ご意見等ございませんか。
９番委員	整理番号１２番、地役権について、地権者が後で売買する場合はどのようになるのですか。
小池主事	地役権が設定されたままでも売買は出来ます。
９番委員	解除する方法はあるのですか。
深澤副主幹	法務局に登記をした場合は、登記を外す必要があります。後でトラブルにならないよう、土地の所有者と使用者で申請します。
冨澤主任	申請地に排水管が埋設されていることが謄本で分かるよう設定します。
議　長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号２番から１０番、１２番から１７番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙　手）
議　長	全員賛成でありますので、議案第１２号・農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号２番から１０番、１２番から１７番を許可とすることに決定いたします。
議　長	次に、議案第１３号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番、２番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、変更内容、申請理由を朗読、説明）
議　長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問なし）
議　長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番、２番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙　手）
議　長	全員賛成でありますので、議案第１３号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番、２番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第１４号・農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から９番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
冨澤主任	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的を朗読、説明） 以上、整理番号１番から９番は農地法第４条第６項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議　長	なお、整理番号３番、９番については、調査班による現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
１７番委員 （４班班長）	現地案内図４条の３番をご覧ください。申請地は市立桃瀬小学校から南約160mに位置し、北側は畑、他方向は宅地に囲まれた第３種農地です。申請人は無職であり経済的理由により当地の有効利用策として、貸し駐車場の経営により今後の生活の糧と考えております。申請地の利用は車４２台の内３３台が決まっているそうです。２５００円/月、２年契約。造成は砂利を入れ整地し、北側は約４m空け、雨水は自然浸透、外灯は付けない。申請地

は、遊休農地であり、地目変更後の土地分譲ではないことの確認も取れましたので、許可相当と判断いたしました。

現地案内図４条の９番をご覧下さい。申請地は、堀越町他の農用地区域内にある農地６か所です。調査した１か所は水田で稲が作った跡がありました。もう1か所は休耕畑でした。申請会社は現在の農地を利用し、営農を続けながら太陽光発電による自然エネルギーを再利用し、新しい農業の展開を計画しているそうです。申請地の営農計画はブルーベリー、米と榊の栽培をする予定です。生産物等は青果店等への販売や近所の保育園、関連会社のアパートの住民に贈るそうです。正社員２名、アルバイト７名、機械等は借ります。申請施設はパネル1050枚、発電量39万ｋｗ、単価27円、収入は1500万円を見込んでいるそうです。土地の造成は整地を行い、雨水は自然浸透、1.2mのフェンスを設置するそうです。調査班としては営農意欲も認められ許可相当と判断いたしました。

議　長　以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

８番委員　整理番号９番、農業経営収支は差替えしたのですか。前回が間違えていたのですか。

冨澤主任　差替えをし、前回の修正になっています。前回が違っていました。

議　長　整理番号４番、店舗内容、場所の確認。

冨澤主任　詳細説明。

１３番委員　整理番号４番、申請理由に会社を経営とあり、申請人が個人ですが。

冨澤主任　会社を経営していますが、今回申請店舗は個人です。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から９番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第１４号・農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１番から９番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第１５号・農地法第５条の規定による許可申請について、申請件数が多いため、始めに、整理番号１番から４７番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、変更内容、転用目的を朗読、説明）

整理番号１８番、開発許可未了のため保留。

以上整理番号１番から１７番、１９番から４７番は、農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議　長　なお、整理番号２番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

１７番委員（４班班長）　現地案内図５条の２番をご覧ください。申請地の１か所は、市立時沢小学校から南南西約630mに位置し、西側は県道に面し、他方向は宅地や雑種地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。他１か所は同じく市立時沢小学校から南南西約780mに位置し、南側は県道、北側と西側は畑、東側は畑と宅地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。申請会社は、設備業を主な事業とし、近年ガス等のタンク管理や処理点検等の業務が増えており、液化ガス等のタンク置場が不足しており、置場を確保したいと考え土地を探していたとのことです。従業員数は１８名、年間売上は６億位。造成は砂利等で整地をし、トラックの搬入路を作るそうです。雨水処理はU字溝を入れ、カメラを付け、1.2mのフェンスを設置。地目変更後の土地分譲ではないことの確認も取れましたので、許

	可相当と判断いたしました。
議　長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
１８番委員	整理番号３９番、個人申請で長屋住宅、約1000㎡ですが、富士見地区でありますので開発は不必要ですか。
冨澤主任	開発は必要ありません。
９番委員	整理番号３４番、既存の露天駐車場はあるのですか。
冨澤主任	既存の駐車場もあります。
９番委員	整理番号３４番、備考欄の則第３３条第４号とは。
冨澤主任	第３３条第４号とは、申請地は１種農地ですが、不許可の例外で、目的が業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。
議　長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１８番を保留とし、整理番号１番から１７番、１９番から４７番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙　手）
議　長	全員賛成でありますので、議案第１５号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号１８番を保留とし、整理番号１番から１７番、１９番から４７番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第１５号・農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号４８番から８９番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、変更内容、転用目的、申請理由を朗読、説明） 以上４８番から８９番は、農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議　長	なお、整理番号６２番、６３番、７２番から８７番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
１７番委員 （４班班長）	現地案内図５条の６２番をご覧ください。申請地は上毛電鉄上泉駅から西約360mに位置し、宅地と農地が混在する農振地域内にある第２種農地です。申請地は休耕地でした。申請人は、隣接地で総菜を製造している会社です。駐車場が絶対的に不足しており、申請地に約７０台の車を駐車して置くそうです。土地の賃貸契約は１０年、今後事業拡大をする予定です。造成は砂利を敷いて整地をします。盛土はしないとのことです。雨水は自然浸透、外灯を設置。被害防除対策もとれているので、調査班としては許可相当と判断いたしました。 現地案内図５条の６３番をご覧ください。申請地は、ぐんまフラワーパークから東350mに位置し、宅地と山林に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。もう１か所の申請地は、前地の道路を挟んだ東側に位置する農振地域内にある農地です。申請会社は、土木工事を主とし、資材置場の一部を道路工事用の砕石や残土置場として利用しておりますが、手狭であり業務拡大のために新しい置場が必要なための申請です。従業員は５０名、売上は約１０億円。土地の造成は、埋土をし、土留めをします。雨水処理はU字溝を入れて流します。外灯は既存の工場の物を併用、周囲にはフェンスを設置します。土砂の流出や崩壊に対する安全対策も取られていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。 現地案内図５条の７２番から８７番をご覧ください。申請地は嶺公園から南約550mに位置し、北側は宅地、東側は道路、南側は畑に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第２種

農地です。申請会社は土木工事を主とし、従業員は２０名、年間売上約４億円。利用計画は、土砂を入れて埋め土をするそうです。埋め土の量は１０万㎥位で、建築業者や土木業者から受け入れます。抜根を行い、撤去し、処理するとのことです。周辺農地への被害防除策は、法面に種子を吹き付け、周囲に高さ1mのフェンスを設置するそうです。調査班としては、近隣への被害防除対策もとられているので、調査班としては許可相当と判断いたしました。

議　長　以上で事務局の説明及び、調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

１３番委員　整理番号８９番、申請内容の確認。

冨澤主任　説明。

議　長　整理番号７２番から８７番、面積１町５反と広いですが、既存の広さはどのくらいですか。業務拡張のため急に必要なのですか。

深澤副主幹　傾斜地ですので高さがあり、法面が広いので、実際には７割程度を利用した資材置場になります。

冨澤主任　既存の土地4,000㎡は借りている土地ですので、返却し、新たに申請地を資材置場にします。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号４８番から８９番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第１５号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号４８番から８９番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第１６号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

師田主事　◇（議案書、順次、土地の現況、利用目的、面積等を朗読、説明）

N01からN06の農地につきましては、経営農地が付近にある認定農業者が移転を受けるため効率的な農用地利用が期待できます。

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第１６号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第１６号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定といたします。

次に、協議事項１・農用地利用配分計画（案）について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

内田副主幹　◇（資料説明）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農用地利用配分計画（案）に

ついて、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、協議事項１・農用地利用配分計画（案）については、原案を承認といたします。

次に、協議事項２・農作業委託料金等参考額の設定について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

内田副主幹　◇（資料説明）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

１２番委員　年間農地管理について詳しい説明を求めます。

内田副主幹　前回と今回の調査時に「追加して頂きたい要望」が出ていました項目です。基本的にロータリーを年間数回かけてもらっていることだけで、畦畔の草刈りについても行わないと、田などは、維持管理をされていることにはなりません。ロータリーだけでは難しいと言う意見も出たのですが、畦畔の面積、除草の大変さは農地によりまちまちですので、畦畔とは分けてロータリーをかけていただきます。

１２番委員　ロータリーだけをかけておけば遊休農地にはならないのですか。例えば管理を依頼されロータリーだけの料金をいただいた場合は、別料金の畦畔の草刈りはしなくても遊休農地にはならないということですか。

齋藤補佐　基本的には、遊休農地にならないような維持管理をしていただくということですので、農地の面を年３回から４回ロータリーをかけていただくのが基本です。畦畔の管理が違いますので、別途料金となります。

１０番委員　他の市町村の例があるのですか。

内田副主幹　休耕田管理作業の名目で、高崎市年３回37,102円、伊勢崎市25,920円、藤岡市３回30,000円、玉村町25,000円です。

齋藤補佐　補足説明、畑作のロータリー作業、未型成農地は状況により割増。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。

６番委員　コンバイン刈取りの麦と稲作の違いはどうしてですか。

齋藤補佐　稲よりは麦の刈取りの方が楽ですので。

６番委員　刈った籾をライスセンターまで運ぶ運搬料は。

内田副主幹　説明。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農作業委託料金等参考額の設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、協議事項２・農作業委託料金等参考額の設定については、原案を決定といたします。

次に、３９ページから５２ページの報告事項ですが、報告事項（１）から（４）までの内容は、

（１）法第３条の届出書の受理状況　１件
（２）法第４条の届出書の受理状況　５件
（３）法第５条の届出書の受理状況　２５件
（４）法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況　１１件

報告事項（５）は、２月総会において許可とした法第５条の農地転用２件ついては、群

馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議　長　　以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（閉会午後３時１５分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和２年３月９日

議　長

署名人

署名人